奈良県告示第三百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十二年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年三月十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　調査を行う者の名称

五條市

二　調査地域

須恵三丁目及び今井一丁目の各一部

三　調査期間

平成二十三年三月十一日から同月三十一日まで